

別 紙

昭和 50 年 2 月 14 日付直法 2 - 2 「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第 42 条の 5 ～ 第 48 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p><u>42 の 5 ～ 48（共）- 4</u> 繰越税額控除限度超過額（措置法第 42 条の 6 第 4 項、第 42 条の 9 第 3 項、<u>第 42 条の 12 の 4 第 4 項又は第 42 条の 12 の 7 第 9 項若しくは第 12 項</u>に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p>	<p>（被合併法人等が有する繰越税額控除限度超過額）</p> <p><u>42 の 5 ～ 48（共）- 4</u> 繰越税額控除限度超過額（措置法第 42 条の 6 第 4 項、第 42 条の 9 第 3 項又は第 42 条の 12 の 4 第 4 項に規定する繰越税額控除限度超過額をいう。以下同じ。）を有している法人が、当該法人を被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）とする合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいう。以下同じ。）を行った場合には、当該合併等が適格合併等に該当し、当該繰越税額控除限度超過額の基となった資産をこれにより移転したときであっても、当該繰越税額控除限度超過額を合併法人等に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</p>

二 第 42 条の 12 の 7（事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（国内資産の内外判定等）</p> <p><u>42 の 12 の 7- 5</u> 措置法第 42 条の 12 の 7 第 18 項第 2 号の規定の適用に当たっては、<u>42 の 13- 5 から 42 の 13- 10 までの取扱いを準用する。</u></p>	<p>（新 設）</p>

三 第 56 条（中小企業事業再編投資損失準備金）関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>56-1 措置法第 56 条第 1 項の規定(同項の表の第 1 号に係る部分に限る。)は、法人が同項に規定する株式等(以下「株式等」という。)の同項に規定する取得(以下「取得」という。)後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、<u>同号の第 1 欄</u>に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)である場合でなければ適用がないことに留意する。</p> <p>④1 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</p> <p>2 本文及び<u>注書 1</u>の取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度についても、同様とする。</p> <p><u>(特別事業再編のための措置として取得をした株式等の区分)</u></p> <p>56-1 の 2 <u>措置法第 56 条第 1 項の表の第 2 号の第 2 欄に掲げる措置は、産業競争力強化法第 2 条第 18 項第 6 号に掲げる措置(以下「対象措置」という。)に限られるのであるから、例えば、同欄に規定する認定特別事業再編計画(以下「認定特別事業再編計画」という。)に従って行う同欄に規定する特別事業再編(以下「特別事業再編」という。)のための措置であって対象措置に該当するものを行う前に当該認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として対象措置に該当しないものを行っていたとしても、当該認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置であって対象措置に該当するものうち最初に行うものとして取得をした株式等が同表の第 2 号の第 4 欄イに掲げる株式等に該当することに留意する。</u></p> <p>なお、<u>同欄イの措置として取得をした株式等について措置法第 56 条第 1 項の</u></p>	<p>(中小企業者であるかどうかの判定)</p> <p>56-1 措置法第 56 条第 1 項の規定は、法人が同項に規定する株式等(以下「株式等」という。)の同項に規定する取得(以下「取得」という。)後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、<u>同項</u>に規定する中小企業者(以下「中小企業者」という。)である場合でなければ適用がないことに留意する。</p> <p>④1 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。</p> <p>2 本文及び<u>注 1</u>の取扱いは、通算親法人の事業年度の中途において通算承認の効力を失った通算法人のその効力を失った日の前日に終了する事業年度についても、同様とする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>規定の適用を受けなかった場合であっても、当該措置の後に認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置のうち対象措置に該当するものを行ったときは、当該対象措置に該当する認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として取得をした株式等は、同欄口に掲げる株式等に該当することに留意する。</u></p>	